

令和4年度 第1回小田原市成年後見制度利用促進審議会 会議録

日 時：令和4年8月24日（水）15：00～16：15

場 所：小田原市役所3階 議会全員協議会室

発言者	内 容
福祉健康部副部長（川口）	<p>皆様、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、会議に御出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、第1回小田原市成年後見制度利用促進審議会を開会いたします。</p> <p>申し遅れましたが、私は、福祉健康部副部長の川口でございます。</p> <p>後ほど、本審議会の会長及び副会長を選出していただきますが、それまでの間、私が進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>また、皆様には既にマスクを着用していただいておりますが、本日の会議に際しましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクの着用、適宜、室内の換気を行いますので、御理解、御協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、次第の2、委員の委嘱でございます。本来であれば、市長からお1人、お1人に委嘱状をお渡しさせていただくところでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止というところもございまして、卓上配付とさせていただきます。何とぞ御了承くださいますようお願い申し上げます。なお、押田委員におかれましては、御都合により本日の会議を欠席する旨の御連絡をいただいております。</p> <p>続きまして、次第の3、市長挨拶に移らせていただきます。守屋市長よりお願いいたします。</p>
守屋市長	<p>皆さん、こんにちは。改めまして小田原市長の守屋でございます。本日は小田原市成年後見制度利用促進審議会ということで、お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございました。また、今司会から話がありましたように卓上に委嘱状を配布させていただきました。1人ひとりに私からお願いしますという気持ちを込めて、お届けしたいところではございますが、昨今の事情ということで、御容赦いただきたいと思います。</p> <p>改めまして、本市の状況をちょっとお話させていただきますと、今年に新しい総合計画、第6次総合計画というものを策定いたしました。2030年までに世界が憧れるまちをつくらうということでございます。総合計画で</p>

ございますので、もちろん様々な政策がここに記されているわけですが、そのうちの1つに、地域共生社会の実現というものを位置付けております。そして、それを受けまして市役所内、庁内でございますけれども、私を本部長とする共生社会の推進本部を設置しまして、すべての部局が、福祉健康部がとか、市民部がとかではなくて、すべての部局が参画をして、共生社会の実現を図っていこうという意味で、この推進本部を設立して、それぞれが当事者目線で、自分達が目指す共生社会とは何なのか、そしてどうやったらそれを実現できるのかということ、色々議論しているところでございます。

これから皆様に御審議いただく成年後見制度の利用を促進する施策につきましても、地域共生社会の実現を目的とした取組の1つと御理解をいただきたいというふうに存じます。具体的に申し上げますと、令和2年度、一昨年になりますが、おだわら成年後見制度利用促進指針というものを策定いたしまして、この中で示した方向に基づいて進めていくわけですが、本審議会の委員の皆様約半数が、この利用促進指針の策定にも御参加をいただいております、引き続きその時の議論の流れを今回の審議でも生かしていただければという思いでございます。この審議会には、これから市が進める成年後見制度の利用促進策について、皆様方の高い知見で大所高所から様々な御指導をいただきたいと考えているところでございますので、是非活発な御意見をいただきたくよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

福祉健康部副
部長（川口）

ありがとうございました。

続きまして、次第の4、委員の自己紹介でございます。

恐れ入りますが、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと存じます。お名前、それから成年後見制度との関わりなどを簡単にお話しいただければ幸いです。それでは、資料1にございます委員名簿、こちらに沿って順番をお願いしたいと思います。それでは、浅沼委員からよろしくお願いいたします。

各委員

（自己紹介）

福祉健康部副
部長（川口）

ありがとうございました。

次に市職員等の紹介でございますが、市長はこの後別の公務が予定されております。誠に申し訳ございませんが、ここで退席をさせていただきます。

守屋市長

よろしくお願いいたします。

(市長退室)

福祉健康部副
部長 (川口)

改めまして、次第の5の市職員等の紹介をさせていただきます。資料2、市職員等出席者名簿を併せて御覧ください。私の方から紹介させていただきます。

(職員紹介)

福祉健康部副
部長 (川口)

続きまして、次第の6の議事に入らせていただきます。

(1) 会長及び副会長の選出でございます。こちらにつきましては、資料3、審議会関係例規集、こちらの2ページを御覧ください。小田原市成年後見制度利用促進審議会規則でございます。こちらの規則では、本審議会の組織、運営等に関する事項を定めております。会長及び副会長の選出等につきましては、第4条に規定がございまして、委員の互選により定めることとしております。早速ではございますが、まず、委員長から選出いたしたいと存じます。自薦・他薦を問わず御提案がございましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

(挙手確認中 挙手なし)

福祉健康部副
部長 (川口)

もし御提案がないようでしたら、事務局の方から会長候補を提案させていただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

福祉健康部副
部長 (川口)

それでは、事務局から会長候補の提案をお願いいたします。

福祉政策課長
(石井)

事務局といたしましては、本審議会の前身とも言えます小田原市成年後見制度利用促進検討委員会で副会長をお務めいただいた、浅沼委員を会長候補といたしまして、御提案させていただきたいと存じます。

福祉健康部副
部長 (川口)

ただいま事務局から、浅沼委員を会長とする提案がございましたが、浅沼委員におかれましては、お引き受けいただけますでしょうか。

浅沼委員	はい。
福祉健康部副 部長（川口）	ありがとうございます。 それでは、本審議会の会長といたしまして、浅沼委員を決定いたしたいと存じますが、拍手をもって皆様の御承認をお願いいたします。
一同	（拍手）
福祉健康部副 部長（川口）	ありがとうございます。 それでは、本審議会の会長を浅沼委員に決定させていただきます。それでは、この後会長の席の準備等をいたしますので、ここで暫時休憩とさせていただきますまして、少々短いですが 15 時 25 分まで休憩とさせていただきます。 よろしくをお願いいたします。 （暫時休憩）
福祉健康部副 部長（川口）	それでは、会議を再開させていただきます。 休憩前に会長の選出が終わっておりますので、ここからの議事につきましては、小田原市成年後見制度利用促進審議会規則第 5 条第 1 項の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。 それでは、浅沼会長よろしくをお願いいたします
会長（議長）	改めまして浅沼と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。会長という役を仰せつかったわけですけれども、私でいいのかなあという気がしないでもありませんが、前身のその利用促進検討委員会からの引き続きというお話もありましたので、お引き受けさせていただきました。 この後議事に入って行くわけですけれども、いよいよ成年後見制度の利用促進に向けて、中核機関といった機関が立ち上がるという話でもあります。今日はそういったお話もあるかと思っておりますけれども、まず利用促進にあたっては厚生労働省の方から、各自治体においては、小さく生んで大きく育てるといようなお話もあつたりしまして、小田原市さんの方でも最大限の努力されてきた中ではあると思っておりますけれども、まずは、できるところから始めていかれるんだと思っております。といった意味で、今日お集まりの皆様におかれましては、多方面、多分野で御活躍されている御経験、御見識をお持ちの方がお集まりだと思っておりますので、是非活発な御議論

をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。では、着座して進行させていただきます。

それでは、議事を進めてまいります。円滑な議事進行に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

次第の6、議事の(1)のうち、副会長の選出を議題といたします。副会長の選出につきましても、委員の互選により定めることとされておりますので、自薦・他薦を問わず御提案がありましたら、挙手をお願いいたします。いかかでしょうか。

(挙手確認中 挙手なし)

会長(議長) もし御提案がないようであれば、私の方から副会長候補を御提案させていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長(議長) 私といたしましては、古澤委員、社会福祉士の古澤委員に副会長をお願いしたいと思います。古澤委員いかがでしょうか。

古澤委員 お引き受けいたします。

会長(議長) ありがとうございます。
それでは、本審議会の副会長は、古澤委員に決定いたしたいと思いますので、拍手をもって御承認をお願いいたします。

一同 (拍手)

会長(議長) ありがとうございます。
それでは、古澤委員は、資料をお持ちになりまして、こちらの席、前の方においでいただければと思います。

(古澤副会長席移動)

会長(議長) それでは次の議事に入ります前に、本審議会の会議の公開について、事務局から説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

福祉政策課長
(石井)

本審議会の会議の公開について、御説明いたします。

お手元の資料3、審議会関係例規集の4ページ、小田原市情報公開条例の抜粋を御覧ください。本市では、情報公開条例第24条において、審議会等の会議の公開について定めておりまして、他の法令等により特別の定めがあるとき、個人情報などの非公開情報について審議、審査、調査等をするとき、公開することにより公正又は円滑な運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等が全部又は一部を公開しないこととしたとき、この3つの場合を除いては、会議を公開することとしております。

本日の会議は、ただいま申し上げました除外規定に当てはまる事項はございませんので、会議を公開することとなります。

また、審議会等の会議の公開方法は、資料3の5ページ、小田原市審議会等の会議の公開に関する要綱の第4条に、当該会議の傍聴を希望する者にその傍聴を認めることにより行うものとする定められておりまして、併せて、傍聴に係る手続、遵守事項等を定めることとされております。

以上のことから、事務局で、資料3の7ページのとおり小田原市成年後見制度利用促進審議会の会議の傍聴に関する要領案と、9ページの要領第5条ただし書の許可基準等案を作成いたしました。案に規定しております事項は、本市の傍聴に関する要領の標準例に沿った形で、他の審議会の例も参考に作成しております。

つきましては、本審議会の会議の傍聴につきまして、お示した案のとおりでよろしいか、御協議いただきたいと存じます。

また、会議の終了後には、小田原市審議会等の会議の公開に関する要綱の規定に基づきまして、会議録を作成して公開する必要がありますため、会議を録音させていただいております。こちらにつきましては、御了承いただきたいと存じます。

事務局からの説明は、以上でございます。

会長（議長）

御説明ありがとうございます。ただいまの御説明を伺いまして、皆様の方から御質問、御意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

一応、小田原市の傍聴に関する要領の標準例に沿った形で作成されている内容ということですので、いかがでしょうか。

(質問、意見なし)

会長（議長）

御質問、御意見もないようですので、お諮りいたします。

本審議会の会議の公開について、事務局案のとおりとすることで、御異

議ございませんか。

(異議なし)

会長（議長）

御異議ないものと認めます。

それでは、本審議会の会議の公開につきましては、事務局案のとおり取り扱ってまいります。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、傍聴希望者がいましたら、入室いただきますようお願いします。

(傍聴者入室)

会長（議長）

それでは、議事を進めてまいります。

議事事項の（２）小田原市成年後見制度利用促進審議会の設置目的等についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

福祉政策課長
（石井）

それでは、御説明いたします。

本日は、本審議会の第1回目の会議でございますので、成年後見制度の利用促進に関する本市の基本的な方向性を御説明させていただきまして、委員の皆様のご共通認識を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

お手元の資料、資料4-1と4-2を御覧ください。こちらの資料は、本市の成年後見制度の利用促進に関する施策を整理して、総合的、計画的に進めるために、令和3年3月に策定いたしました本市の成年後見制度の利用促進に関する指針でございます。浅沼会長をはじめ、この指針の策定にお力添えをいただいた委員の皆様におかれましても、改めて御確認をいただければと思います。本日は、時間の都合もございまして、資料4-1指針の概要版の方で御説明させていただきます。

1ページを御覧ください。まず、「成年後見制度とは」の部分は省略させていただきまして、下段のニーズの高まりでございますが、グラフにございますとおり、比較している年度は異なりますが、高齢者数の推移、認知症高齢者数の推移、知的障がい者・精神障がい者数の推移のいずれを見ましても、増加傾向にありまして、この状況は、今後もしばらくの間は継続すると考えられます。従いまして、当然のことながら、これに比例するように成年後見制度の利用ニーズも増えてくるものと予測されます。

2ページをお開きください。上段の成年後見制度の課題でございますが、国の調査によりますと、成年後見制度の利用者数は年々増えてはおりますが、認知症高齢者や障がい者の人数と比較すると、制度が十分に利用されていない状況にあると分析しております。こうした状況は、本市においても同様でございます。1ページにあった平成30年の認知症高齢者数と知的障がい者・精神障がい者数を合わせた数は約8,700人、これに対しまして、制度の利用者数は約500人でありまして、約5.7%の利用となっております。もちろん、すべての認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者の方々が、直ちに制度の利用が必要という訳ではございませんが、現状認識としては、このような状況でございます。

そして、制度が十分に利用されていない主な理由を5点ほど挙げておりますが、同時に、これらが制度の利用促進を図るに当たっての課題ということになってまいります。

下段の経緯については、説明を省略させていただいて、3ページを御覧ください。

指針の基本理念や施策の体系であります。基本理念は、こちらに記載のとおりでございますが、市民・法律専門職・関係機関・行政等が連携して制度の利用促進に取り組むことによって、誰もが権利を守られ、住み慣れた場所で、安心して自分らしく暮らせるよう地域での支え合いを促進し、地域共生社会の実現を目指すものでございます。

次に、基本理念を実現するために3つの基本目標を立てております。1つ目は成年後見制度の普及啓発、2つ目として成年後見制度に関する相談支援、3つ目に地域連携ネットワークの構築や市民後見人養成の取組を基本目標に掲げ、下段に記載の具体的な施策を展開していくこととしております。

4ページを御覧ください。施策の1、成年後見制度の理解の促進は、制度の普及啓発でございますが、市民向けの講演会や支援者向けの研修会など、幅広く行うものと、的を絞って行うものとをバランスよく行ってまいりたいと考えております。

次に、施策の2、相談支援体制の充実では、成年後見制度の専門相談窓口を整備するとしております。これまでも地域包括支援センターや障がい者の相談窓口で、成年後見制度の利用に関する相談に対応しておりました。その機能は今後も維持しながら、成年後見制度を専門的に扱う相談窓口を整備して、支援者や関係機関からの相談に応じたり、市民からの個別具体の相談にも対応できる体制を整えていきたいと考えております。

5ページを御覧ください。施策の3、地域連携ネットワークの構築は、

成年後見制度の利用が必要な人を様々な分野の支援者がチームになって見守り、財産管理はもとより、本人の意思決定支援に重点を置いた身上保護を進めるため、支援関係者からなるネットワークを構築して、日頃から情報や課題を共有し、個別の支援に際しては、必要に応じてネットワークを活用してチームを作り、支援に当たることをイメージしております。簡単に申し上げれば、組織同士、日頃から顔の見える関係性を作っておいて、協力して成年後見制度の利用促進や利用者支援をしていきましょう、ということでございます。

次に6ページを御覧ください。施策の4、市民後見人の養成・支援につきましては、後見制度の利用者が増えれば、それに応じた後見人等の担い手も必要となりますことから、利用者本人の意思を丁寧にくみ取って後見事務ができる後見人の候補となる人材を養成する取組でございます。こちらの養成講座は、一般教養的な基礎研修、より具体的に制度を学ぶ実践研修、実際の現場の状況を学ぶ実務実習とステップアップする形となっております。最初の基礎研修は神奈川県社会福祉協議会が主催する研修を活用し、それ以降は市が独自に行うものとなっております。本市では、令和3年度の後半から第1期となる基礎研修を開始いたしまして、40名の参加がございました。これに続く実践研修には、40名のうち20名から受講希望がありましたが、選考により5名に実践研修を受けていただくことになりまして、この8月に研修が終了しております。今後は、小田原市社会福祉協議会が実施している法人後見などの現場で実務実習を行う予定となっております。

次に7ページに進みまして、施策の5、制度を利用しやすい仕組みづくり、成年後見制度を利用しやすくするための仕組みづくり、という意味でございますが、一番直接的なものとしては、3つ目の黒丸の「また、」以降の部分、家庭裁判所へ支払う審判手数料や後見人等へ支払う報酬に対する市の金銭的助成が挙げられます。

本市の現状は、成年後見等の申立てをする人がいない場合に行う市長申立ての対象となった方で、かつ、世帯の経済状況が生活保護相当の方を対象として、審判に要する費用と後見人等へ支払う報酬相当額について、一定の上限額を設定して助成しております。

また、この助成制度を実施する市区町村には、国や県から補助金が交付されますが、国に一律の基準がないため、市区町村ごとに対象者や助成額が異なる状況がございます。この点につきましては、国でも課題と認識しておりまして、今後、裁判所が適切な後見人報酬の算定に向けた検討を行う際に、これに併せて、助成事業についても検討が行われる予定となっております。

おります。

次に、下段の施策6、不正防止に向けた取組につきましては、生業として成年後見事務を請け負っている専門職の不正防止に関しては、各業界団体の取組によるところが大きくなりますが、親族後見等の場合につきましては、これまで御説明をしまいいりました1から5までの施策を実施することにより、特に施策の3、地域連携ネットワークによる親族後見人への支援などによって、不正の発生を未然に防止していきたいと考えております。

最後に8ページを御覧ください。成年後見制度の利用促進を図るための推進体制でございますが、本指針に掲げた取組は、令和4年度内に設置する中核機関が担うこととしております。具体的に申しますと、小田原市社会福祉協議会に業務を委託いたしまして、おだわら総合医療福祉会館内におだわら成年後見支援センターを開設し、10月3日からオープンする予定となっております。この中核機関の開業については、次の議題でもう少し詳しく御説明させていただきたいと思っております。

最後に本審議会の立ち位置、役割でございますが、本審議会では、本市の成年後見の利用促進に関する施策全体の進捗状況を俯瞰していただき、本市の成年後見制度に関する施策や、中核機関の運営改善、本年3月25日に閣議決定されました国の第2期成年後見制度利用促進基本計画、本日の会議では、ボリュームがございますので、厚生労働省の概要説明資料の参考配付に留めさせてさせていただきますが、この国の基本計画を踏まえた本指針の見直しなどについて、審議会という機関として、市に意見や提言をしていただくことが役割となってまいります。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から成年後見制度の利用促進に対するお考えがあらうかと存じます。今後の議論の中で、相反するお考えがあるかもしれませんが、御協議いただいて、審議会としての御意見・御提言を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

小田原市成年後見制度利用促進審議会の設置目的等についての説明は、以上でございます。

会長（議長）

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に御質問がありましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。資料4-1が概略版ということで、お手元の資料4-2、これがフルバージョンということでよろしいですかね。

事務局

はい。

会長（議長）

詳しくお調べになりたい、お読みになりたいという方は、資料4-2をよくお読みいただければと思います。

私の方から1つ質問させていただいてよろしいでしょうか。議長自ら申し訳ありません。

まさに、タイムリーな話で、市民後見人の養成といったところでは、この8月に養成講座が一旦終了したということでお伺いしました。全般的に一通りやられてみて、どんなご様子だったのかといったところを教えてくださいたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

高齢介護課の大見謝です。受講者数につきましては、先ほど石井課長からの説明にありましたとおり、規模感で申し上げますと、全体で基礎1の座学が40名、それから、実践研修の方は20名申し込みがありましたけれども、実際には人数の都合もあって5名で、この8月まで実施しました。基礎研修につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の関係もございまして、集合形式の研修ではなく、オンラインでそれぞれの受講者さんが動画を見て学んでいただくというスタイルでしたので、40名の方がどんな方がいらっしゃったのかというのは、正直私達も把握できていない状況ではございます。また、県社協さんに運営をお願いした部分もございまして、例えば年齢層がどれくらいだったのか、男女の割合であるとか、経歴だとか、そういったところの全体像が分からない状況になっておりまして、今年度行った実践研修の5名については、顔が見える形で、受講者の方々の様子を見てまいりました。その中でのお話になってしまいますが、年齢層的には40代の方から60代の方までと幅が広く、男女比については女性4人と男性1人でしたので、割と女性の方が多かったのではないかなという状況です。経歴も様々で、皆さんそれぞれ非常に熱心に先生の方々の講義を聴いていらっしゃったのかなあという印象でございます。

会長（議長）

ありがとうございました。

他に皆様から御質問いかがでしょうか。

それでは、山崎委員お願いいたします。

山崎委員

今の市民後見人の関係で質問ですけれども、このパンフレットを見ると、市民後見人バンクに研修を終わられた方は登録されるということで理解しているんですが、実際の運用としては、市民後見人バンクに登録されてい

る名簿か何かを家裁の方に出して、家裁から推薦いただくみたいなことをイメージされているんですか。それとも、例えば、市町村長申し立てとかの時に、後見人候補者として市民後見人を推薦するみたいな、そういう運用をイメージされているのか、その辺をちょっと教えてください。

福祉政策課長
(石井)

今の御質問でございますけれども、実際のところは、まだ非常に柔らかい部分がございます。今、山崎委員がおっしゃられたような幾つかのパターンがあるかと思っています。ここで研修を終えられて、これから1年ないし2年くらい、社会福祉協議会の法人後見などで学んでいただいた中で、実際、市民後見人さんのスキルだったり、どの程度まで任せられるのかという部分も、この審議会の中でも御議論いただきたい部分と思っています。その辺のところの御意見を参考にしながら、登録していただくということは前提としてございますけれども、この市民後見人さんをどう現場に生かしていくのかというところは、委員の皆様のお知恵をお借りしながら、これから積み上げていきたいと考えているところでございます。

以上です。

会長（議長）

よろしいでしょうか。

山崎委員

はい。

会長（議長）

ありがとうございました。

他に御質問はいかがでしょうか。迫田委員どうぞ。

迫田委員

7ページの5の制度を利用しやすい仕組みづくりというところに、親族後見人同士のネットワークを構築するというふうにありますけれども、実際に自分が親族後見人として従事してきて、全然親族後見人同士知り合うこともないですし、後見人をされているっていう方に出会ったこともないんですけれども、どんなネットワークを構築されるのかなというのをちょっと知りたいなと思いました。

会長（議長）

事務局お願いいたします。

福祉政策課長
(石井)

すみません。ちょっと柔らかい答えばかりで恐縮ですけれども、まずは後見人の方々への支援という部分が非常に重要なのかなという話で、先ほどのお話を伺っている中で、その方の人生を1人で判断していかなくては

ならないというところで、非常に孤独感を感じたり、どこに相談したらいいんだろうという部分が、やはり今まで足らなかったのかと思っております。例えばですけれども、まずは緩やかなサロンみたいな形で、介護されている方々が集まって、介護上の悩みをお話するような場面があったりすると思いますけれども、例ですけれども、そういったまずは緩やかな形で、がちりネットワークを作って何かやりましょうというよりは、まずはお互いが考えていращやる課題感だったりとか、つらい思いだったりとか、そういったところを話せるような場を作っていく中で、有機的に繋がっていけば、本当の支援に繋がっていくのかというようなところを考えていければと現時点では思っているところです。

迫田委員

ありがとうございました。

会長（議長）

ありがとうございました。

他に御質問いかがでしょうか。境委員。

境委員

2点ほど教えていただきたいところなのですが、これは検討会の時にも話があったと思うんですけれども、この審議会の目的というか在り方なんですけれども、成年後見制度の利用促進については、実質的に進めていくのは中核機関が今年の10月にでき上がって、社協さんが主体になってこれを進めていくというふうに私は認識しているんですが、その後の審議会とその中核機関との立ち位置というのですか、どういう関連性をもってこの審議会を運営していくのかというところをもう少し具体的に教えていただけると、というのが1つ目の質問です。1つずつやっていきます。

会長（議長）

事務局お願いいたします。

福祉政策課長
（石井）

先ほど御説明させていただきましたけれども、基本的にこの審議会においては、小田原市が進めていく権利擁護、成年後見制度、全体の施策に対して、様々なお立場から知見をいただきながら参考にしていきたいと思っています。その中で、成年後見制度をこれから進めていく中での核になるのが中核機関ということで、まさにこれから、10月に立ち上がってこれから段階的に取組を進めていくところですが、そこでの取組とかの報告をまた審議会の方にさせていただいて、その中で更に取組をブラッシュアップしていくにはどうしたらいいかなど、そういった御意見を委員の皆様からいただきたいと思っております。以上です。

会長（議長）

境委員いかがでしょうか。

境委員

わかりました。何しろ中核機関の進行状況を調査して、アドバイスや支援等をしていくという考え方でよろしいですね。それで、それに関係してなんですが、先ほど国の利用促進計画の中にも、各自治体、それから行政に助成金を出しましょうというのが明記されていますよね。それで、先ほどの市長申し立てのところでは、その助成金をどのように使っていくかというようなお話があったと思うんですけども、我々も市長申し立てで色々お世話になっているんですが、そちらの支援も十分、その助成の中から考えていただきたいんですけど、中核機関もこれから色々ここにあるような相談会だとか講演会だとか、色々な活動をしていくわけですね。そういった時に、やっぱり予算って非常に重要じゃないですか。そういったものに対する助成金とかそういったものを、どういうふうにお考えなのでしょう。先ほどですと、なんか助成金は市長申し立てのところを中心に考えてらっしゃるような考え方だったんですが、中核機関にもっと助成金を増やさなくちゃいけないんじゃないかなって私なんかは思ったりするんですけども。いかがでしょうか。

福祉政策課長
（石井）

先ほど御説明させていただいたのは、実際、後見人を申請するにあたってかかってくる費用に対する、ランニング的にかかってくる後見人さんに対する報酬とか、そういった部分への助成というのが1つあるかと思えます。それで、もう1つ、この中核機関については、市の業務として、人件費等、それからPR活動など実際に中核機関を運営していく中でかかってくる経費を含めまして、市の方から社会福祉協議会の方に委託という形になりますので、これは社会福祉協議会の自主事業ということではなくて、小田原市の事業として、小田原市が予算を確保して社会福祉協議会さんの方に委託料としてかかる経費を支出する流れになります。

境委員

ありがとうございます。ちょっと私、言葉足らずで申し訳ありませんでした。小田原市が社協さんに助成するというのは、十分やっていただいたんですけども、先ほど出てきた助成金というのは、国が各行政、各都道府県市町村に助成金を出しますよと。それで、大体国っていうのは、言うだけ言って、何も要求がなければ何もしないというのが大体国のやり方ですので、それを要請する時にですね、この中核機関ができればこれだけ必要ですよと。小田原だってそんな裕福なわけじゃないですから、指針と

して出しているわけですから、その助成金をしっかり捻出するように要請する方式があるんじゃないかなっていう意図で御質問したんですが。

福祉政策課長
(石井)

申し訳ありませんでした。国の方でも先ほど御説明したこの3月に第2期計画というのを策定した中で、今1期計画で課題となっている部分について、これから有識者会議とか今立ち上げて進めている部分ですので、そういった関係の中でしっかり中核機関を設置するというのも方向性としては示されてきて、各市においても中核機関を設置してきている部分ですので、その辺については様々な場面を捉えて、国に対しても市の方にしっかりとしたその辺の助成の方をいただけるように要望の方はしてまいりたいと思っています。

境委員

是非しっかりと、私も色々な行政から聞いているんですけども、どうせ要請したって出てこないと思って要請しないところがたくさんあると聞いているものですから。現実的に引き出すように頑張ってください。

会長（議長）

ありがとうございました。境委員の御助言は意見ということで伺っていただければと思います。

他にいかがでしょうか。露木委員お願いいたします。

露木委員

7ページの、先ほど親族後見人同士のネットワークというお話がありました。やはり私自身も親族後見をやっている時に、本当に相談できる場所がなくて、すごい重責で、1人で考えなければいけないって、本当に家裁も、ものすごい敷居が高かったですし、やはり親族後見人さんのネットワークというのはものすごく大事なんだろうなあと考えていまして、何か具体的に小田原市さんの独自のやり方で、何か親族後見人さんに情報提供できるようなネットワークを作るっていう、やはり情報が入らないというのが、すごく辛かったなあというのもありましたので、そういうところに力を入れていただくことで、親族後見人さんの活動も、もちろん支援できますし、あんまり考えたくはないんですけどもね、やはり不正なども防げるのかなと思っております。それで、あと障がい者の立場で、先日はね、実は私のことを恨んでいるっていうふうには被保佐人さんに言われたんですね。当時その方が児童施設から成人施設に移る時に、親族による虐待があったので、本人の意思なく後見が選任されたということで、被保佐人なんですけれども。その方が10年経って、「家のローンを組みたいんだ」って。「いずれは親を引き取って家を建てたいんだ、でもローンは組めない

んでしょ」とか。あと、「結婚もしたいんだけど、結婚する時に自分に保佐人さんがついていたら、相手の親はどう思うかなあ」っていうところで、当時、選任のお手伝いした私のことを恨んでるんだよって話された時に、若い頃は意思も何も尊重せずに虐待を受けたというところで、御本人を守るために後見人をつけるみたいな動きが、非常に多かったなあと思い返していたところ、先日、今後後見人さんも交代できるとか、期間を定められるみたいな新聞記事を読んだんですけれども、何かその辺のことも含めて、中核機関でも何かお話ができるようになればいいなって思いました。はい、ありがとうございます。

会長（議長） ありがとうございます。貴重な御経験のお話をいただきまして、参考にしていただければと思います。我々も心に留めていきたいなと思います。それでは他に御質問いかがでしょうか。

（他に質問等なし）

会長（議長） 時間の兼ね合いもありますので、議事を進めさせていただきたいと思えます

議事事項の（２）小田原市成年後見制度利用促進審議会の設置目的等については以上とさせていただきます。

次に、議事事項の（３）成年後見制度に関する中核機関の開業についてを議題とさせていただきます。

事務局から御説明をお願いいたします。

福祉政策課長 それでは御説明させていただきます。

（石井）

お手元の資料５を御覧いただきたいと存じます。先ほど簡単に触れましたとおり、中核機関は、成年後見制度の利用促進を図る上で、中心的な役割を担ってまいります。中核機関の名称は、おだわら成年後見支援センターと言いまして、営業開始は10月3日（月）を予定しております。場所は、市立病院の道を挟んで向かい側、おだわら総合医療福祉会館1階、小田原市社会福祉センターの一室に事務所を設けます。営業日等は、祝休日、年末年始を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までといたします。

次に、人員体制でございますが、センター長には、先ほど御説明いたしました本市の利用促進指針を策定するに当たって、検討委員会の委員長として御尽力をいただいた中野智一郎弁護士が内定しております。本業がご

ございますので、非常勤となりますが、支援センターの運営状況を総合的に監督していただきますとともに、専門性の高い相談への対応を御指導いただきます。また、市社会福祉協議会の経験年数の長い正規職員2名、1人は本日出席の市社協権利擁護係の秋山リーダーでございますが、2名を支援センター専任の職員として配置するほか、必要に応じて、市社会福祉協議会の自主事業であります法人後見や、あんしんセンターに従事する職員がバックアップする体制で支援センターの運営を行ってまいります。

次に、具体の業務でございますが、今年度は、成年後見制度の普及啓発に関しましては、支援センターの周知を兼ねた講演会を企画し、11月頃に実施したいと考えております。また、広報小田原10月号で、支援センターの開業についての記事を掲載いたしますとともに、市社会福祉協議会の広報紙、社協おだわらでも周知を図ってまいります。そのほか、ホームページの開設やパンフレットの作成なども順次行ってまいります。

次に、市民後見人の養成につきましては、すでに着手しているところでございますが、12月から第2期生の募集を行い、令和5年1月から3月にかけて基礎研修、令和5年度に実践研修、実務実習を行ってまいります。また、第1期生の研修の際は、基礎研修から実践研修に進んでいただく方の人数を若干絞りすぎた感がございますので、2期生におきましては、面接等による選考は行いますが、できるだけ受講者の希望に沿うようにしてまいりたいと考えております。

次に、市民や地域包括支援センターなど関係機関からの相談への対応でございますが、基本的には電話相談の形を取りながら、相談内容が複雑な場合などについては来所していただいたり、必要な場合には御自宅を訪問したりするなど、臨機応変に対応してまいりたいと考えております。

その他、地域連携ネットワークの構築やそこから生まれるチーム支援の取組などは、関係機関に対する支援センターの周知に合わせまして、その意義を御説明しながら、関係機関の負担が増えないように既存の会議体と合わせて会議を行うなどの工夫をしながら構築してまいりたいと考えております。

県内他市でも中核機関の設置が進んでおりまして、その多くは、本市と同様に各市社会福祉協議会への委託という形で運営されておりますので、他市の好事例も参考にしながら、おだわら成年後見支援センターを運営してまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

会長（議長）

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に御質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

いかがでしょうか。

(質問なし)

会長（議長）

皆さん、時間を気にしていただいて、遠慮されているのかもしれませんがけれども。特にないということで、進めさせてもらっていいでしょうか。

先ほどの議題の方で、色々と御意見を伺ったところではありますので、こちらの議題は以上とさせていただきます。

それでは続きまして、議事（４）その他となりますが、せっかくの機会でありますので、委員の皆様から成年後見制度の利用促進に関して、情報共有や情報提供をされたいようなことなどありましたら、ここで御発言いただきたいと思いますと思いますが、何かございますでしょうか。

挙手をお願いいたします。境委員どうぞ。

境委員

議長がおっしゃっているように、時間も余りありませんので、お願いというか、１つ提案なんですけれども、先ほど各行政ですね、近隣の行政も社協さんが中核機関の主体を担ってくださっているというので。私、県の方も色々情報が入ってくるものですから、是非お願いしたいなと思っておりますが、特にこの小田原市で色々な行政が、２市８町も含めてたくさんありますよね。是非近隣の地域で、特殊なこととかあるいは先進的なことをやっているようなことがあったら、是非色々相談しながら、情報のやり取りを取りながら取り入れていっていただきたいなあというふうに思っております。特に秦野市が非常に面白い取組をよくやっているんで。私の知っている限りでは、１つは申し立てする時に、本人で書こうと思うと書くのが非常に大変で、専門家をお願いしようとするとう費用がかかってしまう、だけどそのお金はないよ、だけど自分で書けないよっていう方のために、申し立てを手伝うという制度があるらしいんです。是非色々そこら辺の情報を連絡取り合いながら、いいものは取り入れていっていただきたいなあというふうに思っております。色々大変なところ、たくさんあると思うんですけれども、お願いします。

会長（議長）

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。瀬戸委員お願いいたします。

瀬戸委員 全然角度が違うところから質問しちゃうかもしれないんですけど、実践で研修した5名の人達は、市長申し立てがあった場合、実践する方達を育成しているということですかね。全然違う角度から、この研修した人達は、社協の方で勉強したでしょ。それで、実践的に後見人として動いてもらえるということじゃないかと思って。

事務局 はい。

瀬戸委員 そういうことですよ。市長申し立てには、すごい時間がかかるんですよ。市長申し立てになるまでの道のりが中々大変かなと思うんで、その施策みたいなのはなにかあるのかな。そういう事例を民生委員は知っている訳、ただ、市長申し立てになるまでのことが大変ですし、高齢者が後見人をつけるということすらもすごく大変なんですよ。そこをそういう形ができて、どうやって動いたらいいかなんて、私は勝手に考えていたんですけども、その考えは別にはないですかね。

福祉政策課長 (石井) 10月3日以降については、中核機関というところの中で特別な相談を受けつつ、実際今地域包括さんだったりとか、障がい者相談窓口さんの方で受けているものも、対応が難しいケースについては、中核機関の方で御相談を受けて、中野先生だったりとか、知見のある方からアドバイスを受けながら、支援する側を支えていくという形で体制を整えていきたいと思っています。また、瀬戸委員のおっしゃられているような、やはり現場でやってらっしゃって、こういう方がいらっしゃるとい情報は、現時点での福祉政策課でも構いませんし、高齢介護課でも障がい福祉課でも構いませんので、そういったところに繋いでいただくというところが、まず必要なあとに思っています、その中で、10月3日まで、まだひと月弱ありますから、その中で、その時間がやっぱりもったいないというのがありますので、今の段階で繋いでいただいて、その中でどうしていったらいいかというところは考えていきたいと思っていますので、是非そういったケースがありましたら、お持ちいただければと思います。

瀬戸委員 その5名の研修された方は、実践的にその高齢者の後見人になっていくということの勉強をしたってということですか。

福祉政策課長 はい。基本的には、市民後見人として後見事務ができるような方々を要

(石井) 請するために、カリキュラムを取ってやっていただいているということです。

会長（議長） ありがとうございます。今瀬戸委員から御質問がありましたけれども、ここに後見制度の利用が必要なんじゃないかという人がいたとしても、後見人が就くまでに非常に時間がかかるという感想というか、御意見だったと思うんですけども、色々なところで目詰まりがあるんじゃないかということが言われていまして、その市民後見人の養成の話は、最後の最後に後見人になる人の話だと思うんですけども、実はそもそも最初の段階で、権利擁護的な支援が必要だということに気付かれないというところの問題があったりだとか、民生委員が気付いたけれども、どこに相談に行ったらいいかわからないという問題がもう1つあったりだとか。その後、後見制度の利用が必要だったということが分かったとしても、申し立てが中々進まないとかですね、色々なところで目詰まりがある中で、後見人が就かないっていう事態が生じているんだと思いますので、この成年後見の利用促進というところでは、各所のその目詰まりを少しでも解消していこうっていう話になっていくんじゃないかと思います。大変かと思いますが是非一緒に考えていければなあと思っています。

他にいかがでしょうか。若松委員お願いいたします。

若松委員 1つ戻るようになりますが、地域包括支援センターとしましても、中核機関のスタートを心待ちにしています。期待も大きいです。ただ、正式名称がおだわら成年後見支援センターというのは納得がいくところなんですけれど、堅すぎて市民がこの制度を利用していこうというところには、ちょっとハードルがあるように感じます。愛称とかニックネームみたいなものがあると利用促進に繋がるのではないかと思います。御検討ください。

会長（議長） ありがとうございます。堅いかなあという御意見で。

福祉政策課長（石井） 愛称については、また検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

会長（議長） 是非よろしくお願いいたします。

他にいかがでしょうか。古澤委員お願いいたします。

古澤委員 今のお話に繋がると思うんですけど、一応今後はおだわら成年後見支

援センターというのができると思うんですけど。今、瀬戸委員がおっしゃったように、成年後見については、全部このおだわら成年後見支援センターに相談してくださいというような位置付けではないと思うんですけど、どうもそういう印象に持ってってしまうような傾向もあると思うんです。実際、成年後見の相談というのは、地域包括支援センター、高齢介護課、障がい福祉課とかでも相談できますよという、まあ、成年後見とは何かっていう、分かんないっていう方が多数いらっしゃると思いますので、誰が財産管理していくのか、本人ができなくなってしまったらどうしようという相談が、要するにおだわら成年後見支援センターが中核としてやるのはもちろんなんですけれど、それプラス今までどおり地域包括、あと小田原市の各課ですね、そこでも対応出来るような印象付けというか、そういう広報もやはり継続して行っていただければなあと思います。以上です。

会長（議長） 事務局から、よろしいですか。

福祉政策課長（石井） ありがとうございます。先ほど申し上げましたとおり、10月の広報でも中核機関ができますということは載せますけれども、その中でも、御指摘いただいている部分も、しっかりと周知できるような内容で掲載してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

会長（議長） はい、それでは他にいかがでしょうか。
それでは御発言も尽きたようですので、議事事項の（4）その他を終わらせていただきます。

次に、次第の7、次回の委員会の日程等について事務局から説明をお願いします。

福祉政策課長（石井） それでは2点ほど御連絡の方をさせていただきます。まず、第2回の本審議会の開催日程についてでございますが、令和5年3月の最終週を目安に開催いたしまして、おだわら成年後見支援センターの半年間の運営状況の報告などをさせていただきたいと考えております。具体の開催日につきましては、会場の手配等ができましたら、改めて通知させていただきますので、御予定の方よろしく願いいたします。

2点目でございますが、本日の会議に御出席いただいた分の委員報酬についてでございますけれども、概ね1か月以内に御指定の口座の方にお振込みする予定でございますが、振込日のお知らせについてはいたしませんの

で、必要に応じて御記帳等により御確認くださいようお願いいたします。以上でございます。

会長（議長） ありがとうございます。ただいまの事務局の御説明につきまして御質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

（質問なし）

会長（議長） よろしいでしょうか。それでは、御質問もないようですので、次第の7回目の委員会の日程等についてを終わります。

ここで、福祉健康部長から皆様に一言御挨拶がございます。

福祉健康部長
（中津川） 福祉健康部長の中津川でございます。本日は、本当にお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日は、初の会議ということで、事務局から説明がメインとなる中で、活発に御意見もいただけたと思っております。この10月には成年後見支援センターが開業いたしまして、成年後見制度の利用促進の取組を順次進めてまいります。取組を進めていくの中で、これまで見えてこなかった課題が新たに見えてくることもあるかと思えます。委員の皆様とは、この審議会で本市の課題を共有しながら、これからの取組を評価していただきまして、どこに重きを置いて施策を進めるべきなのか等々、前向きな御提言をいただきたいと存じますので、今後ともよろしくお願いいたします。

本日は、本当にありがとうございました。

会長（議長） ありがとうございました。これで、本日の日程、議事はすべて終了となります。皆様の御協力により、滞りなく会議を進めることができました。この場をお借りして、お礼申し上げます。

それでは、これを以って、第1回小田原市成年後見制度利用促進審議会を閉会といたします。皆様、お疲れさまでした。